

副食費の算定方法の見直しについて（第2子以降の無償化）

○副食費（食材料費）の基本的な考え方について

3歳以上の子ども	3歳未満の子ども
食材料費（主食費＋副食費）は施設による実費徴収	食材料費は保育料に含まれており、保護者が負担
無償化 幼児教育・保育の無償化により保育料は無料 副食費のみ第3子の免除制度あり 主食費 副食費 保護者が負担	保育料（主食費・副食費を含む） 保護者が負担 市独自で第2子以降の保育料を無償化（年齢制限を撤廃）

本市では、独自施策として、令和6年度から世帯収入やきょうだいの年齢に関係なく、第2子以降の保育料を無償化しています。《年齢制限撤廃後・下図①》。

一方、副食費については、国の制度により年収360万円未満相当世帯及び第3子以降が免除となりますが、多子カウント方法では国基準による年齢制限があり《下図②》、現状、保育料①と副食費②では異なる取扱いとなっています。

子育て世帯に分かりやすく利用しやすい制度として運用するため、保育料と同様に、令和7年度から世帯収入やきょうだいの年齢に関係なく、第2子以降の副食費を無償化します《下図③》。

○見直しイメージ図（例）

※2号（保育所部・3歳以上）の場合

○見直しイメージ図（例）

※2号（保育所部・3歳以上）の場合

	就 学 前		小学生以上
	第3子	第2子	第1子
			
	3歳	4歳	6歳
① 保育料	年齢制限なし	第3子無料	第2子無料 第1子
② 副食費（R6まで）	年齢制限あり	第2子有料	第1子有料 カウント対象外
国基準の多子カウントにより第2子となり副食費は有料			
③ 副食費（R7から）	年齢制限なし	第3子無料	第2子無料 第1子
保育料と同様に年齢制限を撤廃し、市独自に第2子以降の副食費を無償化		無償化対象者 約500名 必要予算額 約2,900万円	